

証券コード 3611
2021年6月10日

株 主 各 位

広島県福山市宝町4番14号
株式会社マツオカコーポレーション
代表取締役社長ＣＥＯ 松岡 典之

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は適切な新型コロナウイルス感染予防策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、健康と安全面を最優先にお考えいただき、感染予防の観点から、ご出席の見合わせと書面又はインターネットによる議決権行使もご検討ください。(感染予防策につきましては、次ページをご参照ください。)

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使いただく場合には、3ページの「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書又はインターネットにより議決権を事前に行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間

3. 目 的 事 項

- 報告事項
1. 第65期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役4名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.matuoka.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した一部であります。

(1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」

(2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

(3) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

◎本株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.matuoka.co.jp/>）に掲載いたします。

～新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ～

新型コロナウイルス感染予防への対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・受付など会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・お飲み物のご提供につきましては、今回は取りやめとさせていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身のご体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、ご出席いただくほかに、議決権行使書の郵送又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も是非ご検討ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.matuoka.co.jp/>）に掲載いたします。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後6時到着

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後6時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2021年6月24日（木曜日）午後6時までに**、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン又は携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、米国・欧州をはじめ各国において、緊急事態宣言の発出やロックダウンの実施など、社会・経済活動が大きく制限され、大幅に悪化しました。世界各国でワクチン接種が開始されたものの、世界的な感染収束には相応の時間を要する見方が強まっております。中国では、行動制限や財政・金融政策が寄与し、コロナ禍の最悪期からいち早く脱しました。コロナ禍前から堅調であった投資・輸出が下支えしたことに加え、個人消費も改善傾向にあり、経済は回復基調をたどっております。

わが国経済でも、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が経済全体に大きなインパクトを与え、景気は急激に悪化しました。経済活動再開に伴い景気に持ち直しの兆しがありましたが、感染の再拡大、さらには緊急事態宣言が再発出されるなど、依然として厳しい状況が続き、景気停滞の長期化が懸念されております。

当社グループの主要な取引先であるアパレル業界においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外出自粛及び休業要請により店舗における販売が大幅に減少し、経済活動再開後も、消費マインドが回復するまでには至りませんでした。消費者ニーズの的確な把握と対応、販売形態等の違いによって、業績に二極化が進む等、業界を取り巻く環境は、極めて厳しいものになりました。

このような状況の中、当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、アパレル市場の需要減少に伴い既存製品の受注が低迷し、売上高が減少しましたが、上半期における布製マスクの生産が、売上を下支えしました。利益は、売上高と同じくコロナ禍の影響があったものの、経費の削減等に努めたことにより増加しました。

当社グループが展開する国ごとの生産状況は以下のとおりであります。

(中国)

前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染拡大により一定期間の操業停止を余儀なくされたものの、いち早くコロナ禍の最悪期から脱し、布製マスクの生産に注力して操業度を維持するとともに生産性の向上に寄与しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は306億29百万円（前期比0.5%減）となりました。

(バングラデシュ)

新型コロナウイルス感染拡大のため、現地政府の指示により、1ヶ月程度の操業停止期間がありました。安全対策をとりながら工場の操業を継続しましたが、新型コロナウイルス感染拡大による需要の減少でインナーウェア等の受注が伸び悩み、生産は低調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は108億28百万円（前期比21.0%減）となりました。

(ベトナム)

2019年11月に設立したAN NAM MATSUOKA GARMENT CO., LTDが2020年7月より本格的な生産に着手し、順調に稼働しております。PHU THO MATSUOKA CO.,LTDでは、引き続き新型コロナウイルスの影響により、受注の伸び悩みはありましたが、顧客のニーズに柔軟に対応する等、効率性を高めた運営に注力し、ベトナム全体の生産を伸ばすことができました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は77億61百万円（前期比0.8%増）となりました。

(ミャンマー)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2度にわたって現地政府による休業指示があるなかで、安全対策をとりながら工場の操業を継続しましたが、コロナ禍により受注も伸び悩みました。さらには2021年2月に発生した国軍のクーデターによる政情不安で、厳しい環境下での工場運営を余儀なくされました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は31億23百万円（前期比20.3%減）となりました。

(インドネシア)

PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIAにおいて、コロナ禍におけるアパレル製品需要の急減による受注の伸び悩みがあり厳しい状況が継続しましたが、新設備の導入等により生産性向上に取り組みしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は15億85百万円（前期比63.9%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は539億28百万円（前期比5.6%減）となりましたが経費の削減等に努め、営業利益は45億63百万円（同75.3%増）となりました。また、営業外費用として海外協力工場に対する持分法投資損失等を計上しましたが、経常利益は40億73百万円（同61.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益も特別損失としてミャンマー連結子会社等における減損損失を計上しましたが、特別利益として中国での土地使用权と建物の売却に伴う固定資産売却益を計上したこと等により27億64百万円（同135.1%増）となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は23億45百万円であり、その主なものは、嘉興徳永紡織品有限公司及びAN NAM MATSUOKA GARMENT CO., LTDの新工場建設、生産ラインの増設、生産効率向上のための設備等の購入に係る支出であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当社の財務基盤をより一層強化し、コロナ禍における事業環境の変化に対し機動的に対応していくため、新たに資金調達手段を確保すべく、2021年3月に取引銀行3行との間にシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。

なお、当連結会計年度末における借入実行残高は9億円であります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第62期 (2018年3月期)	第63期 (2019年3月期)	第64期 (2020年3月期)	第65期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	57,830	63,402	57,112	53,928
経常利益	3,525	3,248	2,523	4,073
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,175	3,387	1,175	2,764
1株当たり当期純利益(円)	245.99	339.64	117.33	277.91
総資産	42,925	44,335	44,224	43,002
純資産	21,292	25,017	25,357	26,568
1株当たり純資産額(円)	1,984.32	2,208.88	2,234.57	2,458.30

- (注) 1. 当社は2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月18日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第62期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第63期から適用しており、第62期に係る企業集団の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第62期 (2018年3月期)	第63期 (2019年3月期)	第64期 (2020年3月期)	第65期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高	31,118	34,585	30,661	32,919
経常利益	2,221	2,440	1,829	2,862
当期純利益	1,373	1,465	798	1,427
1株当たり当期純利益 (円)	155.32	146.91	79.71	143.54
総資産	25,863	26,310	27,385	27,074
純資産	15,936	17,059	17,417	17,743
1株当たり純資産額 (円)	1,603.05	1,706.52	1,734.72	1,812.64

- (注) 1. 当社は2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月18日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第62期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、様々な経営環境の変化を見極め、柔軟かつ迅速に対応できる組織を目指し、2021年度から2025年度を計画期間とする中期経営計画「ビジョン2025」を策定いたしました。

コロナ禍による影響が長期化するなか、当社グループをとりまく環境は、依然として先行き不透明な状況が続くとみております。このような状況を踏まえ、当社グループでは、「ビジョン2025」の策定にあたり、「あらゆる服づくりの舞台裏に私たちがいる」をビジョンとして定め、当社グループが目指すべき目標に掲げました。また、計画期間である2021年度からの5年間で2段階に分け、2021年度から2022年度の2年間でウィズコロナに対応する第1期、2023年度からの3年間でアフターコロナの第2期と位置づけました。このうちファーストステップである第1期につきましては、様々な環境変化に対応するための内部改革や、営業力・企画力の強化を図り、組織の基盤づくりに注力し、第2期に繋げてまいります。第2期におきましては、第1期の準備期間でしっかりと体制の整備、強化を行い、それを基盤として更に成長を加速していくことを目指しております。

第1期におきましては、下記の3点を基本戦略と定め、重点的に取り組んでいくことといたしました。

(1) 主力OEM事業における営業力の強化

子会社工場の稼働率向上を図るべく、新商品の企画提案力の強化を含む営業力を強化し、既存顧客との取り組みを深耕させ、また新規顧客の更なる開拓に取り組む。

(2) 新素材開発及び新たな製品開発への取組推進

内外素材メーカーと連携した新素材開発と同時に、同分野のグループ子会社による機能性資材の開発を推進し、これらを活用した製品開発に取り組む。

(3) サプライチェーン（生産拠点網）の更なる多元化推進と、「良質なものづくり」の一層の強化

A S E A N地域等の地政学的変化に対応しうる柔軟で強靱なサプライチェーンを整備し、子会社工場が安定的に良質なものづくりを維持向上できるよう取り組む。

また、これまで当社グループでは「CSRへの取り組み」として、社会的責任を果たす活動を経営に取り込んでまいりましたが、持続可能な社会の実現に向けた課題解決に対する企業責任への要請の高まりを受け、新たにESGやSDGsを視野に入れたサステナビリティ推進の取り組みを開始する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
茉織華実業（集団）有限公司	28,030千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
浙江茉織華貿易有限公司	5,000千人民元	— (100.0%)	アパレルＯＥＭ事業
上海茉織華服飾有限公司	6,000千米ドル	25.0% (100.0%)	アパレルＯＥＭ事業
嘉興茉織華華為制衣有限公司	8,000千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
嘉興徳永紡織品有限公司	19,600千米ドル	86.2% (97.8%)	アパレルＯＥＭ事業
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	25,000千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	9,500千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	19,000千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
JDT VIETNAM CO.,LTD	10,000千米ドル	— (97.8%)	アパレルＯＥＭ事業
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	1,232千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
MK APPARELS LTD.	198,380千 バングラデシュタカ	— (100.0%)	アパレルＯＥＭ事業
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	23,600千米ドル	65.3%	アパレルＯＥＭ事業
TM Textiles & Garments Ltd.	1,100,000千 バングラデシュタカ	— (65.3%)	アパレルＯＥＭ事業
PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA	22,000千米ドル	51.0%	アパレルＯＥＭ事業

(注) 出資比率の（ ）内の比率は、子会社を通じて所有する出資比率を加えた比率を記載しております。

(7) 企業集団の主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、メンズ・レディースのカジュアルウェアを中心に、商品企画、生地調達、生地生産、縫製加工に至るまでのアパレルＯＥＭ事業を営んでおります。

(8) 企業集団の主要拠点等 (2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	広島県福山市
東京事務所	東京都中央区

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
茉織華実業（集団）有限公司	中華人民共和国 浙江省
浙江茉織華貿易有限公司	中華人民共和国 浙江省
上海茉織華服飾有限公司	中華人民共和国 上海市
嘉興茉織華華為制衣有限公司	中華人民共和国 浙江省
嘉興徳永紡織品有限公司	中華人民共和国 浙江省
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 フート省
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 バクザン省
AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ゲアン省
JDT VIETNAM CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ビンズオン省
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市
MK APPARELS LTD.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	中華人民共和国 香港特別行政区
TM Textiles & Garments Ltd.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA	インドネシア共和国 スバン県

(注) AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTDのアンナム第1期工場は2020年7月に稼働を開始いたしました。

(9) 企業集団の従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
14,912名	1,014名増

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141名	25名増	44.2歳	8.5年

(注) 1. 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 前事業年度末に比べ従業員数が25名増加しております。主な理由は営業力強化のためであります。

(10) 当社の主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,230百万円
株式会社広島銀行	1,242百万円
株式会社国際協力銀行	1,087百万円
株式会社みずほ銀行	565百万円

(11) 剰余金の配当に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、剰余金処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

配当性向については、当面は年間20%を目途としております。当期については、期末配当として1株当たり40円の利益配当を予定しております。

なお、当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は中間配当が取締役会、期末配当は株主総会であります。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 38,500,000株
 (2) 発行済株式総数 10,076,400株（自己株式287,572株を含む）
 (3) 株主数 2,511名（自己株式分を含む）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
松 岡 典 之	1,541,300	15.74
合 同 会 社 マ ツ オ カ カ ン パ ニ ー	1,475,000	15.06
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	449,200	4.58
株 式 会 社 広 島 銀 行	420,000	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	417,900	4.26
合 同 会 社 パ イ ン ヒ ル コ ー ポ レ ー シ ョ ン	300,000	3.06
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	250,000	2.55
神 原 汽 船 株 式 会 社	250,000	2.55
倉 敷 紡 績 株 式 会 社	250,000	2.55
GOVERNMENT OF NORWAY	231,100	2.36

（注）当社は、自己株式287,572株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容
 譲渡制限付株式 9,000株
 取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	9,000株	4名

- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2020年11月16日に、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、286,500株（発行済株式総数に対する割合は2.84％）の自己株式を総額743,181,000円で取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 岡 典 之	CEO 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興德永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles & Garments (HK) Limited President
取 締 役	内 田 修 平	CFO
取 締 役	山 口 哲 司	COO
取 締 役	佐 藤 仁	経営企画部管掌
取 締 役	江 島 貴 志	
取 締 役	中 川 康 明	
常 勤 監 査 役	栗 山 文 宏	
常 勤 監 査 役	郷 英 訓	
監 査 役	岡 耕 一 郎	岡 耕一郎法律事務所所長
監 査 役	松 本 久 幸	株式会社Stand by C 代表取締役

- (注) 1. 取締役江島貴志氏及び中川康明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 2020年6月26日開催の第64回定時株主総会において、佐藤仁氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役佐藤仁氏は2021年4月1日付で担当が経営企画室管掌になりました。
4. 監査役岡耕一郎氏及び松本久幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役郷英訓氏及び松本久幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 当該方針の決定の方法

2021年2月12日に当社取締役会で決定しております。

b. 当該方針の内容の概要

取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬等）で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額が上限となっております。

基本報酬は、取締役に対し、職位や職責に応じて、固定的な報酬として毎月支給しているものであります。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定し、取締役会は、その額や算定方法に関する方針の決定について、代表取締役である松岡典之氏に一任しております。

賞与に関しては、会社の事業成果等を反映し支給される場合があります。固定報酬であります。賞与の金額は株主総会において承認された限度額の範囲内で支給されます。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定し、取締役会は、その額や算定方法に関する方針の決定について、代表取締役である松岡典之氏に一任しております。賞与を支給する場合は決定方針に基づき報酬額を決定した後、速やかに支給し、具体的な時期は取締役会が代表取締役に一任しております。

非金銭報酬は、取締役（社外取締役を除く）に対して中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとするため、株式報酬として金銭報酬債権を払込金額とした譲渡制限期間を3年とする譲渡制限付株式を発行しております。また、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、割当株式を当社が無償で取得します。非金銭報酬の金額は株主総会において承認された限度額の範囲内で決定され、当該金額の金銭報酬債権を払込金額として譲渡制限付株式で支給されます。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定いたします。支給時期については、取締役会において決定いたします。

基本報酬及び賞与と非金銭報酬との割合の決定については、各報酬の限度額の範囲内で、経営状況や各取締役の職責等を総合的に勘案して、金額配分を行うこととしております。

c. 取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、また、社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が取締役会より諮問を受け、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等は経営に対する独立性、客観性を確保する見地から固定報酬のみで構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会において役割等を勘案し協議にて決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2001年6月30日開催の第45回定時株主総会において、上限は年額2億40百万円（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）として決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

また、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度は、2019年6月27日開催の第63回定時株主総会において決議され、本制度に基づく報酬限度額は、上記限度額とは別枠の、年額48百万円以内であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第61回定時株主総会において、上限は年額50百万円として決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

a. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当

代表取締役社長CEO 松岡典之

b. 委任された権限の内容

各取締役の具体的な報酬等（非金銭報酬等以外）の額、その算定方法に関する方針の決定

c. 権限を委任した理由

会社経営の最高責任者である代表取締役社長CEO松岡典之氏が当社における長年の経営実績により、当社の事情に最も精通していることから、取締役の業績の公正な評価と報酬等の配分を実現し、取締役のモチベーションアップに資するためであります。

d. 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合はその内容

社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が、取締役会の諮問に基づき答申された内容を基に、代表取締役社長CEOである松岡典之氏が報酬額を決定いたしました。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (社外取締役を除く)	193	177	15	4
監 査 役 (社外監査役を除く)	28	28	—	2
社外取締役	10	10	—	2
社外監査役	8	8	—	2
合 計	240	224	15	10

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 当該事業年度において、賞与は支給しておりません。
3. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と、社外監査役の岡耕一郎氏の重要な兼職先である岡耕一郎法律事務所及び社外監査役の松本久幸氏の重要な兼職先である株式会社Stand by Cとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	江 島 貴 志	当事業年度開催の取締役会には16回中16回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な元企業経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	中 川 康 明	当事業年度開催の取締役会には16回中16回に出席し、議案審議等につき、アパレル業界における豊富な経験及び経験豊富な元企業経営者としての観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	岡 耕 一 郎	当事業年度開催の取締役会には16回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松 本 久 幸	当事業年度開催の取締役会には16回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関し行った職務の概要

社外取締役の江島貴志氏及び中川康明氏は、業務執行者から独立した客観的な立場で、取締役会の議案審議等について江島貴志氏は元企業経営者としての豊富な経験、中川康明氏についてはアパレル業界における豊富な知識及び元企業経営者としての豊富な経験をそれぞれを活かして必要な発言を行ってガバナンスの向上に努めると共に少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営の監督を行いました。

本事業報告に記載の金額及び数量、比率は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,386	流 動 負 債	12,388
現 金 及 び 預 金	13,110	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,792
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	7,223	短 期 借 入 金	1,725
商 品 及 び 製 品	2,201	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,182
仕 掛 品	3,231	未 払 法 人 税 等	763
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,761	賞 与 引 当 金	386
そ の 他	1,867	そ の 他	1,537
貸 倒 引 当 金	△7	固 定 負 債	4,045
固 定 資 産	12,615	長 期 借 入 金	2,693
有 形 固 定 資 産	10,087	繰 延 税 金 負 債	128
建 物 及 び 構 築 物	4,883	退 職 給 付 に 係 る 負 債	472
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,006	資 産 除 去 債 務	255
土 地	433	そ の 他	495
建 設 仮 勘 定	1,234	負 債 合 計	16,434
そ の 他	530	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	1,730	株 主 資 本	23,388
投 資 そ の 他 の 資 産	797	資 本 金	581
投 資 有 価 証 券	241	資 本 剰 余 金	2,547
長 期 貸 付 金	1,217	利 益 剰 余 金	21,005
繰 延 税 金 資 産	130	自 己 株 式	△746
そ の 他	799	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	675
貸 倒 引 当 金	△1,590	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17
		為 替 換 算 調 整 勘 定	718
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△59
		非 支 配 株 主 持 分	2,504
		純 資 産 合 計	26,568
資 産 合 計	43,002	負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,002

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	53,928
売上原価	45,039
売上総利益	8,889
販売費及び一般管理費	4,325
営業利益	4,563
営業外収益	
受取利息及び配当金	27
受取手数料	43
受取貸料	15
補助金収入	181
その他	99
営業外費用	
支払利息	72
持分法による投資損失	480
為替差損	87
貸倒引当金繰入	47
その他	169
経常利益	857
特別利益	4,073
特 定 資 産 売 却 益	673
特別損失	673
減損損失	531
関係会社出資金売却損	30
関係会社株式評価損	30
関係会社清算損	88
税金等調整前当期純利益	681
法人税、住民税及び事業税	4,064
法人税等調整額	1,299
当期純利益	193
当期純利益	2,571
非支配株主に帰属する当期純損失	2,571
親会社株主に帰属する当期純利益	△192
	2,764

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,591	流 動 負 債	6,186
現金及び預金	1,373	支払手形	906
受取手形	1,014	短期借入金	1,857
売掛金	3,732	1年内返済予定の長期借入金	1,352
商品及び製品	1,515	未払金	1,182
仕掛品	1,382	未払費用	341
材料及び貯蔵品	142	未払法人税等	101
前払費用	589	未償還の引当金	358
前払収入金	39	その他	63
未収金の他金	597		22
貸倒引当金	210		
	△5	固 定 負 債	3,144
固 定 資 産	16,482	長期借入金	2,693
有形固定資産	532	退職給付引当金	9
建物	250	退 職 給 付 の	157
工具、器具及び備品	42		283
土地	213		
リース資産	11		
建設仮勘定	1		
その他の固定資産	12		
無形固定資産	113	負 債 合 計	9,330
ソフトウェア	56	(純資産の部)	
その他の資産	49	株 主 資 本	17,726
その他の資産	6	資本剰余金	581
投資その他の資産	15,837	資本準備金	2,691
投資有価証券	102	資本剰余金	575
関係会社株	2,875	その他の資本剰余金	2,116
関係会社出資	10,994	利益剰余金	15,199
関係会社長期貸付金	1,995	利益準備金	15
繰延税金資産	201	その他の利益剰余金	15,184
関係会社長期未収入金	857	別途積立金	1,500
その他の他金	693	繰越利益剰余金	13,684
貸倒引当金	△1,883	自 己 株 式	△746
		評価・換算差額等	17
		その他有価証券評価差額金	17
資 産 合 計	27,074	純 資 産 合 計	17,743
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,074

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		32,919
売上原価		28,813
売上総利益		4,106
販売費及び一般管理費		1,541
営業利益		2,565
営業外収益		
受取利息及び配当金	184	
為替差益	197	
その他	78	460
営業外費用		
支払利息	38	
支払手数料	73	
貸倒引当金繰入額	47	
その他	3	163
経常利益		2,862
特別利益		
関係会社整理損失引当金戻入益	226	226
特別損失		
減損損失	208	
関係会社出資金売却損	30	
関係会社貸倒引当金繰入額	533	
関係会社出資金評価損	157	
関係会社株式評価損	49	
関係会社清算損	25	1,005
税引前当期純利益		2,083
法人税、住民税及び事業税	626	
法人税等調整額	28	655
当期純利益		1,427

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社マツオカコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

広島事務所指定有限責任社員 公認会計士 中原 晃 生 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 芳 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツオカコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社マツオカコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中原 晃 生 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮本 芳 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社マツオカコーポレーション 監査役会

常勤監査役 栗 山 文 宏 ㊞

常勤監査役 郷 英 訓 ㊞

社外監査役 岡 耕 一 郎 ㊞

社外監査役 松 本 久 幸 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

第65期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりとしたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金40円
総額 391,553,120円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現行定款第2条（目的）に事業目的の追加及び用語の統一と整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 各種衣料品の販売 2. 衣料用繊維製品の製造加工 3. 縫製品の製造販売 (新 設) 4. 医療機器製造業 5. 上記に附帯する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 繊維製品の製造加工および販売 2. 繊維製品の輸出入および販売 3. 機能性資材の製造加工および販売 4. 機能性資材の輸出入および販売 5. 医療機器製造業 6. 上記に附帯する一切の業務

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	まつ おか のり ゆき 松 岡 典 之 (1957年1月24日生) 再 任	1995年1月 当社 専務取締役 2000年6月 当社 代表取締役社長 2001年6月 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 （現任） 2014年6月 当社 代表取締役社長 兼 最高経営 責任者 2016年6月 当社 代表取締役社長 2018年6月 当社 代表取締役社長CEO（現任） （重要な兼職の状況） 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興徳永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles & Garments (HK) Limited President	1,541,300株
【取締役候補者とした理由】 2000年6月の当社代表取締役社長就任以降、長年にわたりグループ全体のトップとして経営の指揮を執り、経営者としての豊富な経験とアパレルや縫製に対する高い見識を備え、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。取締役として相応しい人格を兼ね備え、当社グループの持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
2	やま ぐち てつ じ 山 口 哲 司 (1959年1月8日生) 再 任	1981年 4 月 蝶理株式会社 入社 2010年 7 月 同社 ユニフォーム部長 2012年 6 月 同社 執行役員 繊維製品副本部長 2015年 6 月 同社 専任理事 蝶理MODA株式会社 代表取締役社長 2017年 6 月 蝶理株式会社 顧問 2019年 6 月 当社 取締役COO（現任）	2,200株
	【取締役候補者とした理由】 経営者としての相応しい人格を持ち、他社で長年培ったアパレルに対する高い見識と経営に対する経験と知識を活かして2019年6月から当社グループの事業を統括しております。当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮して持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。		
3	さ と う ひ と し 佐 藤 仁 (1960年7月13日生) 再 任	1983年 4 月 三井物産株式会社 入社 2007年10月 三井繊維物資貿易有限公司総公司 総経理 2012年 3 月 三井物産(中国) 有限公司大連分公司 総経理 2018年 4 月 三井物産株式会社 流通事業本部主管 北京百望達商貿有限公司 管理本部長 2020年 4 月 当社 入社 2020年 6 月 当社 取締役（経営企画部管掌） 2021年 4 月 当社 取締役（経営企画室管掌）（現任）	900株
	【取締役候補者とした理由】 他社で長年培ったアパレルに対する高い見識と経営に対する経験と知識を有しております。経営者としての相応しい人格を持ち、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮して持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
4	かね こ ひろ ゆき 金 子 浩 幸 (1969年12月10日生) 新 任	2005年 4 月 株式会社サザビー（現 株式会社サザビー リーグ）入社 2016年10月 当社 入社 2017年 4 月 当社管理本部 経理財務部 部長 2018年 7 月 当社執行役員 管理部担当 2021年 4 月 当社執行役員 管理本部担当（現任）	0 株
	【取締役候補者とした理由】 当社の経理財務や総務人事部門の責任者を務め、経営者としての相応しい人格を持ち、経営及び経 理財務や総務人事に対する幅広い経験と知識を有しており、当社グループの管理体制の更なる充実 のため、新たに選任をお願いするものであります。		
5	え しま たか し 江 島 貴 志 (1971年10月22日生) 再 任	1996年 8 月 オカノハイテック株式会社 （現 オー・エイチ・ティ株式会社）入社 2008年12月 同社 代表取締役 2013年10月 同社 取締役営業本部長 2015年 1 月 株式会社誠和入社 事業統括本部長 2015年 5 月 同社 取締役事業統括本部長 2015年 6 月 当社 監査役 2017年 6 月 当社 社外取締役（現任）	0 株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役と して引き続き選任をお願いするものであります。役割としては、経験を活かしてガバナンスの向上 に努めると共に少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営を監督することを期待 しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
6	なか がわ やす あき 中 川 康 明 (1954年12月23日生) 再 任	1978年 4 月 株式会社オンワード樫山（現 株式会社オンワードホールディングス）入社 2007年 9 月 オンワード商事株式会社 企画統括部長 2008年 3 月 同社 取締役 S P事業本部長 2014年 3 月 同社 取締役 国際部部长 2019年 6 月 当社 社外取締役（現任）	0 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 アパレル業界における豊富な知識及び元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。役割としては、経験を活かしてガバナンスの向上に努めると共に少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営を監督することを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 江島貴志氏及び中川康明氏は、社外取締役候補者であります。なお、江島貴志氏及び中川康明氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は独立役員の届出を継続する予定であります。
3. 江島貴志氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。なお、江島貴志氏は当社の社外取締役就任前は、当社の社外監査役であり、その在任期間は2年でありました。また、中川康明氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年になります。
4. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第28条第2項において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき江島貴志氏及び中川康明氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役、執行役員、管理監督及び指揮命令を行う従業員であり、選任された取締役候補者は全員当該保険契約の被保険者に含められます。また、次の更新時には同内容での更新が予定されております。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	くり やま ふみ ひろ 栗 山 文 宏 (1952年11月3日生) 再 任	1975年 4 月 株式会社ワールド 入社 2005年 6 月 株式会社ワールド 執行役員 2008年12月 上海世界聯合服装有限公司 董事長 世界時興（上海）貿易有限公司 董事長 2014年 2 月 当社 顧問 2014年 6 月 当社 取締役副社長 2016年 6 月 当社 顧問 2017年 6 月 当社 監査役（現任）	20,000株
【監査役候補者とした理由】 他社で長年培ったアパレルに対する高い見識と経営に対する経験と知識を有し、過去に当社グループの経営に参画した経験があり、これらの高い見識と経験・知識を当社グループの監査体制に活かしていただくため、引き続き選任をお願いするものであります。			
2	ごう ひで のり 郷 英 訓 (1953年3月19日生) 再 任	1975年 4 月 沢藤電機株式会社 入社 1982年 3 月 プライスウォーターハウス公認会計士共 同事務所 入所 1985年 8 月 公認会計士登録 1995年 8 月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人 トーマツ）入所 1996年12月 税理士登録 1997年 1 月 当社 顧問 1997年 6 月 当社 監査役 2012年 6 月 当社 監査役退任 2013年 6 月 当社 監査役（現任）	10,000株
【監査役候補者とした理由】 当社で長年常勤監査役を務め、当社グループの事業内容に精通し、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社グループの監査体制に活かしていただくため、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
3	おか こういちろう 岡 耕一郎 (1975年4月24日生) 再 任	2004年10月 弁護士登録 2010年7月 日東製網株式会社 監査役 2010年10月 岡耕一郎法律事務所 所長(現任) 2012年6月 当社 社外監査役(現任) 2015年7月 日東製網株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 岡耕一郎法律事務所 所長	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社グループの監査体制に活かしていただくため、引き続き選任をお願いするものであります。過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実務経験の他、これまでの当社グループの監査に携わった実績等を総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		
4	まつ もと ひさ ゆき 松 本 久 幸 (1971年8月2日生) 再 任	1994年4月 信用組合関西興銀 入行 2000年10月 中央青山監査法人 入所 2004年4月 公認会計士登録 2005年10月 株式会社KPMG FAS 入社 2010年1月 株式会社Stand by C 代表取締役(現任) 2014年10月 税理士登録 2017年6月 当社 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Stand by C 代表取締役	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社グループの監査体制に活かしていただくため、引き続き選任をお願いするものであります。上記の実務経験の他、これまでの当社グループの監査に携わった実績等を総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡耕一郎氏及び松本久幸氏は、社外監査役候補者であります。なお、岡耕一郎氏及び松本久幸氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は独立役員の届出を継続する予定であります。
3. 岡耕一郎氏及び松本久幸氏は現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、それぞれ本総会の終結の時をもって9年及び4年となります。
4. 当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第36条第2項において、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき監査役候補者の全員は当社との間で責任限定契約を締結しており、再任された監査役候補者は全員当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役、執行役員、管理監督及び指揮命令を行う従業員であり、選任された監査役候補者は全員当該保険契約の被保険者に含められます。また、次の更新時には同内容での更新が予定されております。

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

【会 場】 広島県福山市三之丸町 8 番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間
電話 084-922-2121 (代表)



【交 通】 <JRご利用の場合>
・山陽新幹線・山陽本線・福塩線 福山駅より徒歩 1 分

<お車でお越しの場合>
・山陽自動車道福山東 I. C. より15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。